

# フランスにおける保険事業の構造

三 好 義 之 助

- I フランスで営まれる保険種目
- II 企業形態
- III 保険業績の全般
- IV 保険金支出
- V 事業費
- VI 保険会社の財政状態

## I フランスで営まれる保険種目

フランスにおける保険事業の構造を考察するに当たり、まずいかなる保険種目が存在するか、またそれらの保険はどのような企業形態で営まれているかを把握しておく必要がある。そこで、最初にフランスでは、どのような種類の保険が実施されているかを一瞥しよう。

1938年12月30日付統令第137条は認可を要する保険事業種目として、18種類に及ぶ保険種目を規定した。同統令に基づいて保険種目を分類すれば次のとおりである。

### (1) 生命保険 (Assurance sur la vie)

生命保険は生存保険 (Assurance en cas de vie) と死亡保険 (Assurance en cas de décès) とに大別され、前者はさらに資金保険、終身年金および退職年金に、後者は終身保険および定期保険にそれぞれ分類することができる。

また、この両者に関係するものとして、婚資保険 (Assurance dotale) と混合保険 (Assurance mixte) つまり養老保険があり、その他には簡易生命保険 (Assurance populaires) および団体保険 (Assurance de groupe) がある。

### (2) 婚姻・出産保険 (Assurance nuptialité-natalité)

婚姻・出産保険とは婚姻あるいは子供の出生の場合、一定額の資金を給付すること

1 *Législation Générale concernant les Sociétés d'Assurances en France*, 1966, pp. 67—68.

を約する保険をいう。

(3) カピタリザシオン (Capitalisation)

カピタリザシオンとは資本貯蓄を目的とした保険であり、保険料の一時もしくは定期の払込みに対して、一定期日に一定額の資金を給付するものであり、抽籤による償還も行なわれる。契約期間は30年が限度とされ、また契約条件としては加入者の生存を必要としない。

(4) 不動産取得終身年金 (Acquisition d'immeubles à charge de rentes viagères)

これは終身年金による不動産の購入を目的とした年金保険である。

(5) カピタリザシオン<sup>2</sup>

(6) トンチン年金 (Tontine)

トンチン年金は同一期間に加入した契約者を集めて各々の組を設立し、一定期間内毎年生存する組員によって<sup>2</sup> 釀出金が支払われる。そして、各組の満期時には、利息を付した償還金が契約者の年齢および釀出金額に応じて分配される。なお、トンチン年金には生存年金と死亡年金の二種類がある。

(7) 信用保険 (Assurance crédit)

(8) 労働災害保険 (Assurance contre les accidents du travail)

(9) a 自動車保険 (Assurance des automobiles) およびその他の車輛保険

b 航空保険 (Assurance des aviation)

(10) その他の傷害保険

上記の種目に含まれない傷害保険および疾病廃疾保険。

(11) 火災・爆発保険 (Assurance contre l'incendie et les explosions)

(12) 責任保険 (Assurance de responsabilité civile)

これは信用、労働災害、自動車、航空および火災の各保険に該当しない民事責任の保険をいう。

(13) 雹害保険 (Assurance contre la grêle)

(14) 家畜死亡保険 (Assurance contre la mortalité du bétail)

(15) 盗難保険 (Assurance contre le vol)

(16) 海上および運送保険 (Assurance maritime et transport)

(17) その他、各種危険に対する保険

これは上記の種目および慣習的に取引きされるものに含まれない他のあらゆる危険に対する保険をいう。

(18) 再保険 (Réassurance)

2 当種目は(3)のカピタリザシオンと同じく貯蓄を目的とした保険であるが、両者は資金の運用方法という点で異なる。

フランスで営まれる保険種目は、以上のように<sup>3</sup>18種類に分類することができる。これらの種目のうち、生命保険、婚姻・出産保険、カピタリゼーション、不動産取得終身年金およびトンチン年金の1種目を営む保険会社は当該種目以外の保険種目を兼営することができない。<sup>4</sup>なお、その他火災、災害等の損害保険部門において数種目を営むことは、これを妨げない。

## II 企業形態

フランスにおける保険企業の形態は、英国以外の殆どの国と同様、保険事業監督の必要性から法律で規定されかつ制限されている。

企業形態は国営企業と民営企業とに大別され、前者に属するものには直接国営たる国立金庫 (Caisse nationales) および間接国営の一種と見做される国有会社 (Sociétés nationalisées) が存し、後者には株式会社 (Sociétés anonymes)、株式合資会社 (Sociétés en commandite par action)、相互形態の保険会社 (Sociétés d'assurances à forme mutuelle)、保険相互組合 (Sociétés mutuelles d'assurances)、トンチン組合 (Sociétés des Tontines) および保証組合 (Syndicats de garantie) の諸形態が存する。これらの企業形態のうち、国立金庫および国有会社を除き、国家監督に服する企業および再保険事業は株式会社、株式合資会社あるいは相互形態の保険会社の形態に限り、また一方、組合形態では保険相互組合、トンチン組合および保証組合の形態に限り営業が認可される。なお、相互形態の保険会社とは半相互組織、つまり株式会社と相互組織の混合形態であり、一般には相互保険会社といわれ、真正なる相互組織で運営される保険相互組合とは明確に区別される。また保証組合とは、<sup>6</sup>加入組合員に惹起された労働傷害あるいは職業疾病の保証を目的とするものである。

主要な国立金庫としては、国立養老退職金庫 (Caisse Nationale des Retraites pour la vieillesse)、国立死亡保険金庫 (Caisse Nationale d'Assurances en cas de décès)、国立災害保険金庫 (Caisse Nationale d'Assurance en cas d'accidents) および再保険中央金庫 (Caisse Centrale de réassurance) が存する。

その他には、1964年5月23日付統令の規制下に置かれる農業相互保険金庫 (Caisse

3 婚姻・出産保険は、その後1962年10月15日付統令によって当該種目の単独経営が禁止された (G. de Peyronnet, *L'Évolution des Assurances au cours de l'exercice 1964, Revue générale des Assurances Terrestres*, p. 299)。

4 1938年12月30日付統令第138条。

5 18種の保険種目のうち、カピタリゼーション、不動産取得終身年金については、株式会社形態に限ってその営業が許可される (1938年12月30日付統令第1条)。

6 1938年12月30日付統令第99—109条参照。

d'Assurances Mutuelles Agricoles), それに再保険地方金庫 (Caisses départementales ou régionales de réassurance), 農業相互中央金庫 (Caisse Centrale des Mutuelles Agricoles) などがある。

また、国有会社は1946年4月25日付法律に基づいて民間会社の上位34社 (11グループ) の全株式を国家が買収することによって、国有化されたものをいう。しかしながら、これらの国有会社の運営は完全なる国営ではなくして、従前の経営形態を継続したものに他ならず、また法律上、民間会社の規則に従い、さらに国有会社の締結した保険契約に対して何ら国家の保証が与えられていない。

フランスにおける保険企業の形態については以上のごとくであるが、次に1964年の統計に基づいて保険会社数を一瞥することにする。

フランスで保険事業を営む会社の数は、1962年の1049社および1963年の1067社に対して、1964年には1071社に達した。ただし、この数字は5つの罹災者地方金庫 (Caisses départementales des Incendies) および65の農業再保険地方相互金庫 (Caisses Régionales de Réassurance de la Mutualité Agricole) を除外したものである。

まず、元受保険事業について、営業種目別に分類すれば第1表のとおりである

第1表 元 受 保 険 会 社 数

	1960	1961	1962	1963	1964
生 命 保 険	63	64	64	66	67
婚 姻・出 産 保 険	1	1	1	1	—
ト ン チ ン 年 金	2	2	2	2	2
不 動 産 取 得 終 身 年 金	2	2	2	2	2
カピタリザシオン	14	13	13	13	13
損 害 保 険	502	501	500	500	492
合 計	584	583	582	584	576

生命保険会社67社のうち、51社がフランス会社であり、企業形態別にみれば、国有

7 国有化された11グループは次のとおりである (P. J. Richard, *Histoire des Institution d'Assurances en France*, 1956, p. 272)。

*Séquanaise* (4社), *Union* (2社), *Compagnie d'Assurances Générales* (3社), *Urbaine* (5社), *Caisse fraternelle de Capitalisation* (1社), *Aigle* (4社), *Compagnie du Soleil* (4社), *Compagnie Générale de Réassurances* (2社), *Nationale* (4社), *Phénix* (3社), *Mutuelle Générale Française* (2社)。

8 保険会社の国有化問題については、別稿にて考察するつもりである。

9 G. de Peyronnet, *op. cit.*, p. 299.

会社10, 株式会社35および相互会社6となる。その他の16社は外国会社であり, 国別にみれば共同市場に属するドイツが2, イタリア1, ベルギー4およびオランダが1社となり, 他はスイス5, 英国2, スペイン1社の割合となっている。

婚姻・出産保険会社は, 1962年10月15日付統令に基づいて当該種目の単独経営が禁止されたので, 1964年に生保会社に吸収された。

トンチン年金, 不動産取得終身年金およびカピタリザシオンを営む会社は, すべてフランスの会社で1961年以後何ら変動していない。

これに対して, 損害保険会社は前年の500社から492社へと減少を示した。同様にして企業形態別にみれば, 国有会社16社は不変であったが, 株式会社は87から85社と減少した。また相互会社は前年の107から114社と増加しているが, これは前年, 保険相互組合であった7社がこれに含まれたからである。保険相互組合は前年の70社のうち7社が相互保険会社に移行し, 1社の消滅によって62社と減少したが, これに21の農業保険相互会社が加わって83社となった。

また外国会社は197から194社と減少したが, その内訳はドイツ18, イタリア16, ベネルックス35, 英国71, スイス15社となっている。

次に, 再保険会社数は合計495社で, このうちフランスの会社17社は不変であったが, 外国会社は466から478社と増加した。

### Ⅲ 保険業績の全般

最近10年間の世界における保険事業は, 著しい発展を遂げた。世界の収入保険料は1954年の1兆3360億から1964年の2兆8370億スイスフランと, その伸長率が2倍以上を示し, 人口および国民所得の増加率をも凌いだ。このうち生保部門が1兆2020億スイスフランと全体の42%を占めたのに対して, 損保部門は1兆6350億<sup>10</sup>スイスフランと全体の58%を占めた。主要国の私保険収入正味保険料を示せば, 第2表のごとくである。

本表から明らかなように, アメリカ合衆国は世界の収入保険料の62%を占め, これは1954年における世界の収入保険料の30%増に当たる。しかし世界の収入保険料に対する割合は毎年逡減しつつある。これに対して, ヨーロッパ, 特に E. E. C の発展は目をみはるものがある。つまり世界の収入保険料に対する割合は1954年の8%から, 1964年の12%と50%増の進展を示した。しかし最も顕著な発展を示したのは日本であり, 1954年の1.18%から1964年の3.54%とこの間に3倍にも達した。これに反して, 収入保険料が相対的に悪化した国は, アメリカ合衆国, カナダ, スウェーデン, ニュージーランド, アルゼンチン, ブラジル, ヴェネズエラ, ポルトガルおよびフィリピン

10 *La Réassurance*, Janvier, 1967, p. 35.

第2表 主要国の私保険収入保険料 (単位 100万スイスフラン)

国 名	収 入 保 険 料		世界の収入保険料に 対する割合 (%)	
	1964	1954	1964	1954
フ ラ ン ス	10,289	3,428	3.63	2.57
アメリカ合衆国	176,683	92,003	62.29	68.87
英 国	26,997	12,551	9.52	9.40
ド イ ツ	15,200	4,239	5.36	3.17
日 本	10,033	1,578	3.54	1.18
カ ナ ダ	9,532	5,108	3.36	3.82
オーストラリア	4,055	1,674	1.43	1.26
イ タ リ ア	3,838	1,030	1.35	0.77
オ ラ ン ダ	2,983	1,071	1.05	0.80
スウェーデン	2,517	1,475	0.89	1.10
ス イ ス	2,460	1,036	0.87	0.78
ベ ル ギ ー	2,070	912	0.73	0.68
イ ン ド	1,978*	639	0.70	0.48
南アフリカ	1,627	736	0.56	0.55
ス ペ イ ン	1,514	409	0.53	0.31
デンマーク	1,289	547	0.45	0.41
オーストリア	957	231	0.34	0.17
ノルウェー	934	443	0.33	0.33
ニュージーランド	904	437	0.32	0.33
フィンランド	903	294	0.32	0.22
アルゼンチン	854	552	0.30	0.41
メ キ シ コ	580	194	0.20	0.14
アイルランド	421*	206	0.15	0.15
ブラジル	415	328	0.15	0.25
ヴェネズエラ	374	182	0.13	0.14
ポルトガル	299	148	0.10	0.11
フィリピン	279*	198	0.10	0.15
イスラエル	256	56	0.09	0.04
パキスタン	253	84	0.09	0.06
計	280,494	131,785	98.88	98.65
その他の諸国	3,200*	1,800*	1.12	1.35
合 計	283,694	133,585	100.00	100.00

注 \*印は推定。

資料 La Réassurance, Janvier, 1967, p. 36.

などである。

次いで、第3表は保険料と国民所得の成長率を示したものである。スウェーデンおよびメキシコを除いて、殆んどの国における保険料伸展率は、1954～1964年の間に国民所得の成長率を上回った。特にフランス、西ドイツ、スペイン、オーストリアおよび日本におけるそれは著しい。これに対して、デンマークおよびノルウェーでは、収入保険料の増大は国民所得のそれを僅かに超過したにすぎず、またスイスおよびデンマークの収入保険料は国民所得の成長に伴って発展しなかった。このように、本表によれば、殆んどの諸国において国民所得に対する収入保険料の割合が著しく改善されているが、これは各国の経済状態を端的に示したものと見える。すなわち、1964年における国民所得に対する保険料の割合をみると、英国の8.56%を筆頭に、以下アメリカ合衆国(7.96%)、カナダ(6.76%)、オーストラリア(6.04%)、スイス(5.28%)およびニュージーランド(5.03%)と続くが、フランスは3.60%と第16位に止まった。

第3表 保険料と国民所得の成長率(%)

国名	元受保険料	国民所得	国民所得に対する保険料の割合	
			1954	1964
フランス	320	166	2.28	3.60
アメリカ合衆国	92	70	7.11	7.96
英国	116	82	7.20	8.56
ドイツ	241	161	3.40	4.44
日本	532	235	2.23	4.21
カナダ	106	84	6.09	6.76
オーストラリア	143	85	4.60	6.04
イタリア	275	145	1.50	2.29
オランダ	165	135	4.35	4.91
スウェーデン	70	108	4.55	3.72
スイス	137	111	4.69	5.28
ベルギー	111	68	3.13	3.92
スペイン	439	216	1.34	2.28
デンマーク	136	112	3.84	4.24
オーストリア	312	130	1.91	3.42
ノルウェー	111	93	4.10	4.49
フィンランド	321	177	2.35	3.57
アルゼンチン	1,570*	1,301	1.69	2.01
メキシコ	196	215	0.88	0.83
ポルトガル	102	100	2.35	2.37

注\*印はインフレーションを示す。

資料 *Ibid.*, p. 37 より作成。

第4表 国民1人当りの保険料支出額 (単位 スイスフラン)

国 名	合 計		生 命 保 険		損 害 保 険	
	1954	1964	1954	1964	1954	1964
フ ラ ン ス	80	213	18	47	62	166
アメリカ合衆国	564	920	248	383	316	537
英 国	245	498	99	235	146	263
ド イ ツ	82	261	27	96	55	165
日 本	18	103	10	74	8	29
カ ナ ダ	333	495	168	245	165	250
オーストラリア	186	364	80	152	106	212
イ タ リ ア	22	75	6	19	16	56
オ ラ ン ダ	101	246	68	141	33	105
スウェーデン	204	329	96	129	108	200
ス イ ス	210	419	114	198	96	221
ベルギー	103	221	42	75	61	146
ス ペ イ ン	14	48	2	4	12	44
デンマーク	124	273	47	95	77	178
オーストリア	33	133	5	21	28	112
ノルウェー	131	253	58	113	73	140
フィンランド	70	197	22	91	48	106
アルゼンチン	30	39	6	3	24	36
メキシコ	7	15	3	6	4	9
ポルトガル	17	33	3	5	14	28

資料 *Ibid.*, より作成。

第4表は国民1人当りの保険料支出額を示したものであり、ここから各国における保険の普及度および保険の果たす役割の重要性を計り知ることができる。アメリカ合衆国は1人当たり920スイスフランという多額の支出額を示し、以下英国、カナダおよびスイスが続いている。全般的にいえることは、殆んどどの国における1人当りの保険料支出額は1954~1964年に著しい増加を示した。特に発展の目覚ましい日本は6倍となり、次いでオーストリアが4倍、西ドイツ、イタリアおよびスペインが3倍以上となったがフランスは2倍に止まった。

1人当りの保険料支出額のかかる増大は、損保と同じく生保においてもみられるが、若干の国では両者の発展に著しい相違が認められる。たとえば、日本の場合、損保の収入保険料が4倍になったのに対して、生保のそれは7倍にも達した。これと反対に  
<sup>11</sup>  
 スペインでは生保よりも損保の方が急速に発展した。

11 *Ibid.*, pp. 35—36.



このように、最近10年間の世界における保険事業は大きな進展を遂げた。結局フランスは収入保険料において、1954年の第5位から第4位に躍進したが、1人当りの保険料支出額は213スイスフランと低く、依然として世界第12位に止まった。

次いで、フランスにおける保険事業の発展をより詳細に把握するために、各主要種目別に考察することにする。

第5表 総収入保険料(単位 100万フラン)

保 険 種 目	国有会社	株式会社	相互会社	保険相互 組 合	外国会社	合 計
カピタリザシオン						
1964	344	43	1.2	—	—	388
1963	300	37	1.2	—	—	328
1954	109	14	0.6	—	—	124
生 命 保 険						
1964	2,163	785	617	—	173	3,744
1963	1,807	670	501	—	147	3,126
1954	354	181	31	—	42	609
ト ン チ ン						
1964	—	—	—	13	—	13
1963	—	—	—	11	—	11
1954	—	—	—	1	—	1
損 保 (フランス)						
1964	2,465	3,533	1,462	122	914	8,505
1963	2,058	2,895	1,314	103	752	7,126
1954	639	870	281	23	249	2,064
損保(外国・海外領土)						
1964	425	258	21	0.1	30	740
1963	412	293	19	1.8	48	776
1954	157	156	7	0.3	21	344
受 再 保 険 料						
1964	645	501	72	19	48	1,286
1963	590	444	62	17	48	1,154
1954	234	188	23	1.6	25	473
合 計						
1964	6,047	5,120	2,173	154	1,186	14,679
1963	5,167	4,339	1,897	132	996	12,547
1954	1,493	1,409	343	26	337	3,620

注 このなかには、農業保険相互金庫および罹災者地方金庫は含まれない。  
資料 G. de Peyronnet, *op. cit.*, p. 299.

そこで、第5表は保険会社全体について、解約および出再を包含した総収入保険料を示したものである。

(1) カピタリゼーション

当種目の収入保険料は第5表のように、1954年の1億2300万フランおよび1963年の3億2800万フランに対して、1964年には3億8800万フランとなり、これは対前年比18.3%増で、1954年の3.1倍に達した。しかし当種目の市場占拠率は2.6%と極めて小さい。

一方、企業形態別にみると、5国有会社がその大半たる88.5%を占めたのに対し、6株式会社が11%、2相互会社が0.5%という割合であった。

各年度末における契約件数、運用資産、契約平均金額を示せば次のとおりである。<sup>12</sup>

	契約件数 (単位1,000)	運用資産 (単位100万フラン)	契約平均金額 (単位フラン)
1964	24,900	13,241	531
1963	23,630	11,799	499
1954	20,063	4,593	228

ここから、契約件数において1954年の24.1%および1963年の5.4%、運用資産において1954年の18.8%および1963年の12.2%の増加が認められる。かかる増加は当初の契約金額が低額であったこと、および新契約が高額で締結されたことによる。ちなみに1964年の新契約平均金額は733フランに達した。

(2) 生命保険

第2次大戦前における生保部門は総収入保険料の約4割を占めていたが、今日では僅か25.5%を占めるにすぎない。しかし、第5表によれば、総収入保険料の伸展率が1954年の305.5%および1963年の16.9%増に対し、生命保険のそれは1954年の514.7%および1963年の19.8%増と全体の成長率を上回った。

また企業形態別にみれば、10国有会社が生保市場の大半たる57.9%を占め、その他35社を数える株式会社が20.9%、6相互会社が16.5%を占めたが<sup>13</sup>、市場占拠率の点からみれば、この10年間に大きな変化はみられない。

第6表は生命保険の種目別正味収入保険料を示したものである。

普通保険の伸展率は対前年比13.1%を示したが、生命保険のなかで占める割合は1954年の38.1%および1963年の26.8%に対して、25.3%と若干の減少傾向を示した。

<sup>12</sup> G. de Peyronnet, *op. cit.*, p. 302.

<sup>13</sup> *Ibid.*, p. 303.

第6表 生命保険種目別収入保険料 (単位 1,000フラン)

	国有会社	株式会社	相互会社	外国会社	1964年 合計	1963年 合計	1954年 合計
普通保険	539,006	222,480	51,465	132,919	945,869	835,779	231,657
簡易保険	281,752	210,823	5,495	9,879	507,945	442,466	160,953
団体保険	478,629	136,739	81,056	17,175	715,519	567,081	124,245
その他	1,138	705	50	66	1,959	2,336	—
計	1,300,525	570,747	138,066	160,035	2,169,372	1,847,662	516,855
外国・海外領土	138,331	27,992	5,705	—	172,028	142,298	62,820
U. N. I. R. S.	475,557	144,533	470,158	3,584	1,093,832	803,776	—
受再・その他	248,410	37,614	3,558	8,371	297,953	322,929	27,980
計	862,298	210,139	479,421	11,955	1,563,813	1,269,003	90,800
合計	2,162,823	780,881	617,487	171,990	3,733,185	3,116,665	607,655

資料 *Ibid.*, p. 304.

普通保険の保有契約高および新契約高ならびにその伸展率は、第7表のとおりである。

第7表 配当有無別生保契約高

	普通保険保有契約高						
	配当付 (カッコ内は%)			無配当 (カッコ内は%)			
	契約件数 (単位 1,000)	保険金額 (単位 100 万フラン)	契約平均金額 (単位フラン)	契約件数 (単位 1,000)	保険金額 (単位 100 万フラン)	契約平均金額 (単位フラン)	
1954	1,990 (—)	4,927 (—)	2,475	580 (—)	1,837 (—)	3,166	
1963	2,071 (4.1)	18,520 (275.8)	8,938	677 (16.7)	7,360 (300.6)	10,859	
1964	2,114 (2.0)	21,191 (14.4)	10,021	738 (8.9)	8,459 (14.9)	11,457	
	普通保険新契約高						
	1954	180 (—)	1,467 (—)	8,123	66 (—)	745 (—)	11,240
	1963	218 (21.1)	4,382 (191.8)	20,097	125 (89.4)	2,143 (187.6)	17,018
1964	223 (2.3)	5,008 (14.3)	22,436	147 (17.6)	2,465 (15.0)	16,731	

資料 *Ibid.*, p. 304, 305 より作成。

配当付保険の保有契約高は主として混合保険から成り、契約件数の75.7%および保険金額の66.9%を占めるのに対し無配当保険は主として定期保険から構成され、契約件数の50.5%および保険金額の69.4%を占めた。また、新契約においても主として配当付混合保険および無配当死亡定期保険が中心となっている。

次いで、簡易保険の発展は生保部門全体のそれよりも緩慢であり、収入保険料は対前年比14.7%増を示したが、生保のなかで占める割合は1954年の26.4%および1963年の14.1%に対して、14.1%増を示したにすぎない。

団体保険の収入保険料は1964年に25.8%増を示し、この10年間に5.7倍となったが、生保有契約高に対する割合が1963年の18%から19%と僅かながら増加した。なお、総保険金額は1954年の76億6100万フランおよび1963年の499億3300万フランに対し、607億3300万フランと対前年比21.6%増加し、この10年間に7.9倍になり、ここから団体保険は発展の著しい生保部門の一つといえる。

### (3) トンチン

トンチン事業が保険事業全体のなかで占める割合は、量的に極めて小さい。現存する2社のトンチン会社に払い込まれた醸出金は、1954年の144万3000フランおよび1963年の1184万5000フランに対し、1964年には1361万7000フランと前年の14.9%増を示した。しかし、契約件数では1963年の6万6039件から6万3356件と減少傾向にある。

### (4) 損害保険

損害保険部門の収入保険料は保険事業全体の57%を占め、その主要種目としては自動車保険および火災保険が挙げられる。1964年における当部門の収入保険料は対前年比19.4%増を示し、契約高もこの10年間に4倍強と発展した。

第8表 損害保険収入保険料 (単位 1,000フラン)

	国有会社	株式会社	相互会社	保険相互組合	外国会社	合計
信用保険	6,674	60,252	—	—	2,405	69,331
自動車保険	1,303,808	1,960,917	982,398	52,882	484,379	4,784,384
その他の災害保険	333,888	287,623	84,131	6,796	52,356	764,794
火災保険	394,920	555,758	219,916	1,493	175,505	1,347,592
責任保険	130,385	181,205	59,290	28,158	52,133	451,171
運送保険	56,011	234,513	15,716	9,427	96,572	412,239
その他	241,050	253,715	101,252	28,878	51,070	675,964
合計	2,465,735	3,533,983	1,462,703	127,634	914,420	8,505,475
会社数	16	85	114	62	194	

資料 *Activité des Sociétés d'Assurances et de Capitalisation*, 1964, p. 73, 74, 75, 89 より作成。

第8表は主要部門の収入保険料を企業形態別に示したものである。本表によれば、企業形態別にみた損保市場の企業別占拠率は、国有会社28.9%、株式会社41.5%、相互会社17.1%、相互組合1.5%および外国会社10.7%となり、国有会社と株式会社で市場の大半を占めている。また、企業形態別1社平均収入保険料は国有会社の1億

第9表 損害保険種目別収入保険料 (単位 1,000フラン)

種目	1954	1961	1962		1963		1964		占拠率 %	伸展率 1964/1954 %
			金額	%	金額	%	金額	%		
信用保険	16,574	48,786	53,678	+10.0	61,311	+14.2	69,331	+13.1	0.8	318.5
労働災害保険	117,702	192,739	152,399	-20.9	117,887	-22.7	119,835	+1.7	1.4	1.8
自動車保険	787,892	3,013,916	3,222,444	+6.9	3,880,590	+20.4	4,784,384	+23.3	56.2	507.2
その他の車輛保険	11,698	12,440	9,865	-20.7	9,579	-2.9	12,844	+34.1	0.1	9.7
航空保険	12,423	69,307	83,932	+21.1	69,844	-16.8	60,519	-13.4	0.7	387.1
傷害保険	166,251	509,182	573,768	+12.7	651,887	+13.6	764,794	+17.3	8.9	360.0
火災保険	520,405	970,501	1,073,802	+10.6	1,185,685	+10.4	1,347,590	+13.7	15.8	158.9
責任保険	118,422	325,195	366,603	+12.7	382,977	+4.5	451,171	+17.8	5.3	280.9
損害保険	28,262	52,422	56,471	+7.7	53,478	-5.3	69,316	+29.6	0.8	145.2
家畜保険	9,563	10,489	11,016	+5.0	11,136	+1.1	12,881	+15.7	0.1	34.6
盗難保険	19,692	46,264	53,203	+15.0	62,459	+17.4	75,450	+20.8	0.8	283.1
運送保険	197,221	377,348	410,096	+8.7	385,607	-6.0	412,239	+6.9	4.8	109.0
その他	58,437	170,616	205,042	+20.1	253,929	+23.8	325,121	+28.0	3.7	114.1
計	2,064,542	5,799,205	6,272,319	+8.2	7,126,369	+13.6	8,505,475	+19.4	100.0	311.9

資料 *Ibid.*, p. 74, 75, 88 より作成。

5410.8万フランを筆頭に、以下株式会社(4157.6万フラン)、相互会社(1283万フラン)、相互組合(207.4万フラン)が続き外国会社は471.3万フランであった。

第9表は損害保険について、保険種目別の収入保険料およびその伸展率を示したものである。本表で注目すべきことは、強制保険たる自動車保険部門が著しく進展したことであり、1964年には損保部門の56.2%を占め、これは保険事業全体の32.5%に当たる。かかる伸展は自動車駐車場の拡大ならびに損害額の増大に対する料率の引き上げによるものである。<sup>14</sup>

次いで、火災保険の収入保険料は1347億フランと損保全体の15.8%、保険事業全体の9.1%を占めた。このうち、企業物件が34.9%を占めたのに対して、家計物件は65.1%であった。

#### (5) 再 保 險

再保険料収入は、1963年の22億8159万フランに対して1964年には26億7834万フランと17.3%の増加を示し、1954—1964年の間に5.3倍となった。

生命保険およびキャピタリゼーションにおいては、種目の性質上、再保険が重要な役割を果たしていない。一方、再保険料支出は1963年の25億9882万フランに対して、28億6956万フランと14.0%増を示した。なお、主要種目の出再割合を示せば次のとおりである。

生命保険……9.4%	火災保険……43.3%
信用保険……28.7%	責任保険……31.4%
労働災害保険……7.9%	雹害保険……62.4%
自動車保険……15.5%	家畜保険……24.0%
航空保険……92.2%	盗難保険……39.9%
傷害保険……18.8%	海上保険……56.3%

### Ⅳ 保 険 金 支 出

まず、キャピタリゼーションにおける保険金支出は抽せんによる給付と満期による給付に分けられ、前者は1963年の3284万フランに対して3722万フランを支出し、後者は1963年の1201万フランに対して994万フランとなり、合計231万フランの支出増となった。なお、解約による返戻金も1963年の9214万フランに対して1億1412万フランと増大した。

次いで、生命保険における保険金および解約返戻金は、1963年の12億3937万フランに対して15億9618万フランと対前年比が28.7%の増加をみた。これは主として満期の到来した契約の増加によるもので、それだけでは36.2%増を示した。

14 *Ibid.*, p. 311.

また、損害保険における保険金支出は、1963年の53億9485万フランに対して62億4878万フランと17%の増加をみ、この10年間に4.4倍となった。保険金の保険料に対する割合、すなわち損害率は1963年の90.2%<sup>15</sup>に対して88.4%を示した。そこで1962—1964年における主要種目の損害率を示せば第10表のとおりである。

第10表 損害保険主要種目別損害率

	1962 (%)	1963 (%)	1964 (%)
自動車保険			
2輪車・パリ	76.28	63.75	63.89
2輪車・地方	63.61	60.71	61.46
4輪車・パリ	83.16	84.56	77.98
4輪車・地方	90.27	94.28	87.91
運送保険	93.17	91.70	79.62
計	86.62	89.40	83.49
航空保険	108.85	53.03	68.37
傷害保険	65.15	69.07	67.64
火災保険			
家計物件	39.95	41.28	43.06
企業物件	92.64	82.78	91.64
計	57.37	55.08	59.53
責任保険	67.11	70.97	70.46
雹害保険	51.09	108.65	62.83
家畜保険	71.33	78.86	73.93
盗難保険	66.66	67.11	60.91

資料 *Ibid.*, pp. 91—111 より作成。

損保市場で重要性を有する自動車保険の損害額は次のとおりである。

	1962	1963	1964 (単位1,000フラン)
2輪車・パリ	44,393	39,881	44,393
2輪車・地方	276,098	270,370	276,098
4輪車・パリ	1,037,050	1,166,501	1,037,050
4輪車・地方	2,462,318	3,082,401	2,462,318
運送保険	213,963	249,412	213,963
計	5,078,375	4,808,565	4,033,822

15 G. de Peyronnet, *op. cit.*, p. 316.

このうち、パリにおける損害額は2輪と4輪を合計すると、1.6%増となったが、地方は7.8%の増加を示した。全体としての損害増加率は1963年の19.2%に対して、1964年には最終的な数字ではないが5.6%と減少を示した。

一方、火災保険では家計物件が良好なる収益をもたらしたが、企業物件については同様のことがいえない。つまり後者の損害率は第10表で明らかなように極めて高率であった。収入保険料が4億6971万フランに対して総損害額が3億5283万フランという損害率の上昇は、もちろん危険の増大によるが、これは近代建築様式の合理性と安全性の欠如、被保険物件の高級化ならびに企業競争の激化に伴う料率表の不適切さに起因するものである。かかる損害率<sup>16</sup>の悪化は経済発展に伴う保険事業の進展とは全く逆の現象といえる。

## V 事 業 費

1963—1964年における三部門の事業費および事業費率を示せば第11表のとおりである。事業費率とは事業費の保険料に対する割合をいう。

第11表 事業費および事業費率 (単位 1,000フラン)

	1954 (%)		1963 (%)		1964 (%)	
生命保険						
手 数 料	111,498	27.6	358,458	11.4	414,485	11.1
一般営業費・税金	101,129	19.6	291,647	9.3	283,006	7.5
計	212,627	41.2	650,105	20.8	697,491	18.6
カピタリゼーション						
手 数 料	15,863	12.7	59,245	17.4	66,365	17.0
一般営業費・税金	13,114	10.5	30,173	8.9	29,431	7.5
計	28,977	23.2	89,418	26.3	95,796	24.5
損害保険						
手 数 料	664,429	23.2	1,888,516	20.8	2,162,714	20.5
一般営業費・税金	401,247	14.0	1,193,763	13.1	1,315,937	12.5
計	1,065,676	37.2	3,082,279	33.9	3,478,651	33.0

資料 G. de Peyronnet, *op. cit.*, p. 319.

まず、生保部門では一般営業費率の減少が極めて明白に現われている。かかる減少



の理由としては、管理費の増大を押える一方、保険料収入の増進を可能ならしめた共済事業の運営が挙げられる。

カピタリザシオンの一般営業費は、前年のそれに比して比較的安定な状態を示している。

また、損保部門の一般営業費率は3部門のなかで最も高いが対前年比が僅かな減少を示した。特に仲介業者の手数料は若干の下落をみた。その主要なもののみを挙げれば、自動車保険が1963年の10.1%に対して10.0%、火災保険が同じく前年の26.4%に対して25.7%、責任保険が23.8%から23.0%および家畜保険が15.8%から15%とそれぞれ若干ではあるが下落した。

## VI 保険会社の財政状態

財務大臣報告書は、国家の監督に服する保険会社の合併貸借対照表を記載しているが、ここから保険会社の経営にとって、極めて重要な財政状態を把握することができる。

全体からみて、保険会社の財政状態は前年よりも良好であったが、これは主として赤字部門における料率の引き上げによった。特に自動車保険および火災保険では損害の増加が著しかったのに対して、生命保険が堅実な財政状態を示した。なお、火災保

第12表 カピタリザシオン (単位 1,000フラン)

	国有会社	株式会社	相互会社	計
貸 方				
技術的準備金	1,803,789	186,125	6,948	1,996,862
その他の準備金	24,729	1,793	114	26,636
負債・引当金	18,558	2,655	718	21,931
自己資本	131,405	21,150	1,741	154,296
計	1,978,481	211,723	9,521	2,199,725
借 方				
投 資	1,885,590	194,727	8,653	2,088,970
現金預金	23,070	3,469	343	26,882
債権・その他	69,821	13,527	525	82,873
計	1,978,481	211,723	9,521	2,199,725

資料 *Ibid.*, p. 325.

險(企業物件)において生じた損害の増大は、その大部分が再保険、それも外国への出再保険と家計物件の領域で実現された利益によって補填され、保険会社の経営を著しく害するという恐れは存しなかった。

そこで、まずカピタリザシオンの貸借対照表を示せば第12表のとおりである。技術的準備金は1963年の13.7%増となり、1954年以後3.4倍になった。一方、投資に関しては、前年の12.3%増となり、この10年間に同様に3.4倍と増大した。投資の内容は、不動産1億8720万フラン(投資の中で占める割合は8.9%)、抵当貸付2380万フラン(1.1%)、動産17億77万フラン(81.4%)およびその他の投資が1億7949万フラン(8.6%)となっている。また投資の大半を占める動産の内訳は国公債および地方債が5.4%、社債が69.9%、株式が19.5%および外国債が5.2%の割合を占めた。

次いで、生命保険(第13表)については技術的準備金が1963年の19.5%増となり、1954年以後4.2倍となった。また投資については、1963年の17.5%の増加を示し、この10年間に4.7倍といずれもカピタリザシオンの成長率を上回った。投資の内容を示せば、不動産11億6961万フラン(10.6%)、抵当貸付3億7216万フラン(3.3%)、動産87億4236万フラン(79.8%)およびその他の投資が6億6300万フラン(6.3%)となっている。同様にして動産の内訳をみると、全生保会社67社のうち57社についてなされた調査によれば、国公債および地方債が9.9%、社債が62.2%、株式が23%および外国債が4.7%という割合であった。

第13表 生 命 保 険 (単位 1,000フラン)

	国有会社	株式会社	相互会社	外国会社	計
貸 方					
技術的準備金	6,421,361	2,736,751	1,296,580	702,919	11,157,612
その他の準備金	107,985	67,501	13,651	8,307	197,444
負債・引当金	564,535	527,335	89,376	74,086	1,255,332
自己資本	415,901	399,942	41,406	55,414	912,663
計	7,509,782	3,731,530	1,441,013	840,726	13,523,051
借 方					
投 資	6,422,227	2,927,320	1,242,619	683,938	11,276,104
現金預金	148,469	48,872	20,723	15,610	233,674
債権・その他	939,086	755,338	177,671	141,178	2,013,273
計	7,509,782	3,731,530	1,441,013	840,726	13,523,051

資料 *Ibid.*, p. 326.

最後に損害保険についてであるが、まず、その収支残高をみるために損益計算書を示せば第14表のとおりである。収支残高とは保険料から保険金および事業費を差引い

たものをいう。本表によれば、営業損失の5億9479万フランは再保険取引によってその一部、つまり1億5240万フランが補填され、この結果、純損失が4億4239万フランとなった。当損失は投資収益の4億2123万フランによって補填された。

また、外国会社の場合には、利益額の小さかったことから営業損失を補填するまでには至らず、5030万フランの赤字を出したことが注目される。

なお、保険種目別にみると、信用保険が367万フランおよび火災保険（家計物件）が4655万フランの利益を出したのに対して、その他の種目は赤字となった。その主要種目としては火災保険（企業物件）4580万フラン、自動車保険3億7974万フラン、労働災害保険2332万フラン、責任保険1142万フラン、海上保険798万フラン、<sup>18</sup> 電害保険704万フランおよび傷害保険697万フランなどが挙げられる。

第14表 損 害 保 険（単位 1,000フラン）

	国有会社	株式会社	相互会社	相互組合	外国会社	計
正味保険料 (準備金償 増額控除)	+3,437,051	+4,114,501	+1,476,629	+145,233	+969,057	+10,142,471
損害額	-2,421,673	-2,929,626	-1,069,601	-122,241	-693,107	-7,236,248
事業費	-1,206,581	-1,449,679	-439,208	-18,763	-365,420	-3,478,651
その他	-5,023	+1,567	-9,670	-3,956	-5,285	-22,367
元受収支残高	-196,226	-262,237	-41,850	+273	-94,753	-594,795
再保険収支	+26,019	+120,659	-9,407	-5,770	+20,898	+152,400
正味収支残高	-170,207	-141,578	-51,257	-5,497	-73,855	-442,394
投資収益	+174,376	+192,930	+45,037	+5,681	+3,211	+421,235
残高	+4,169	+51,352	-6,220	+184	-70,644	-21,159
1963年	+11,447	+49,206	+1,299	-250	-50,302	+11,400

資料 *Ibid.*, p. 322.

次いで、損害保険の貸借対照表を示せば第15表のとおりである。技術的準備金の増加率は15.2%を示し、過去10年間に5.3倍となった。また投資については1963年の11.9%増となり、この3部門のうちで最も高い成長率を示した。投資の内容は、不動産16億5493万フラン(13.9%)、抵当貸付9113万フラン(0.7%)、動産98億9212万フラン(83.1%)およびその他の投資が2億5903万フラン(2.1%)となっている。なお全損保会社492社のうち、374社について行なわれた調査に基づいて動産の内訳を示せば、国公債および地方債が10.8%、社債が56.0%、株式が25.9%および外国債が

18 *Ibid.*, pp. 323—324.

7.0%となっている。<sup>19</sup>

第15表 損 害 保 険 (単位 1,000フラン)

	国有会社	株式会社	相互会社	相互組合	外国会社	計
貸 方						
技術的準備金	5,159,217	6,074,527	2,141,375	310,028	1,271,925	14,957,072
その他の準備金	300,609	357,926	144,276	7,691	66,762	877,264
負債・引当金	912,870	1,846,837	541,605	90,323	437,754	3,829,429
自己資本	674,169	1,075,693	353,864	48,036	321,427	2,473,189
計	7,046,865	9,354,983	3,181,120	456,078	2,097,908	22,136,954
借 方						
投 資	4,284,775	5,140,950	2,102,836	217,452	1,125,478	12,871,491
現金預金	253,274	269,110	109,623	9,435	77,350	718,792
債権・その他	2,508,816	3,944,923	968,661	229,191	895,080	8,546,671
計	7,046,865	9,354,983	3,181,120	456,078	2,097,908	22,136,954

資料 *Ibid.*, p. 327.

このように、1964年における業績は前年のそれを追い越し、この10年間に大きく進展した。すなわち、収入保険料は国内市場において年間19%増と1958年以来最も高い成長率を示し、<sup>20</sup> 保険料は146億7900万フランに達した。

かかる発展は全保険部門についてみられ、特に共済事業および自動車保険のそれは顕著であった。自動車保険の場合、駐車場の拡張ならびに料率の引き上げによって26%の成長率を示したにも拘わらず、収支残高を赤字ならしめた点に問題が残されている。また、投資収益は前年と同じく営業損失を補填し、なおかつ利益を引き出すことができた。

<sup>19</sup> *Ibid.*, pp. 325—328.

<sup>20</sup> *L'Argus, Mai*, 1, 1966, p. 632.